

| <p>赤文字：令和3年5月6日の改正箇所</p> <p>緑文字：令和3年5月14日の改正箇所</p> <p>改正後</p>   | <p>改正前</p>  |
|---|---|
| <p>福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p style="text-align: center;"><u>最終改正 令和3年5月14日</u></p> <p>(適正な下請契約の締結等)</p> <p>第5条</p> <p>2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、法第18条から法第20条までの規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)第8条の規定並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条の規定、元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月21日基発第267号の2)に基づき、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第10条</p> <p>2 工事現場に現場代理人及び法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の管理及び当該工事現場の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 令第27条で定める請負金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で配置しなければならない。<u>ただし、法第26条第3項ただし書きの規定による監理技術者(以下「特定監理技術者」という。)を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置したときはこの限りではない。</u>この場合において、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐(現場が稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。</p> <p>(4) <u>前号</u>に定める____監理技術者は、法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。</p> | <p>福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和3年1月29日</p> <p>(適正な下請契約の締結等)</p> <p>第5条</p> <p>2 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、法第18条から法第20条までの規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。)第8条の規定並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条の規定、元方事業者による建設現場安全管理指針(平成7年4月26日基発第267号の2)に基づき、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(受注元請負人の遵守事項)</p> <p>第10条</p> <p>2 工事現場に現場代理人及び法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の管理及び当該工事現場の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 令第27条で定める請負金額が3,500万円(建築一式工事にあつては、7,000万円)以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任で配置しなければならない。この場合において、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ず当該工事現場への常駐(現場が稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない。</p> <p>(4) 前項に定める専任の監理技術者は、法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。</p> |

(5) 第3号に定める監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者でなければならない。なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じでなければならない。

#### (施工体制台帳の写しの提出)

##### 第11条

2

3 施工体制台帳等には、法第24条の8及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2並びに入契法第15条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)

(2) 元請負人の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者の資格証及び健康保険証等の写し

(3)

(4)

(5) 建設業法施行規則第14条の2第1項第2号及び第4号で定める事項を記載した、建設工事に従事する者に関する作業員名簿(参考様式第4号)

4

5 市長は、入契法第16条の規定に基づき、施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係者一覧表(様式第1号)を作成させ、当該工事現場の施工体制、社会保険等の加入状況等の確認及び施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検並びに徹底について必要な措置を講じなければならない。

6

7

8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項及び福島市財務規則第185条に規定する随意契約による請負金額130万円未満の建設工事については、第5項の下請負関係者一覧表の提出は省略することができる。

#### (下請負報告書の提出)

第12条 受注元請負人は、請負金額が500万円以上の建設工事について、建設工事に係る下請契約を締結した場合は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号)第5条の竣工検査合格後、1月以内に下請負報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

#### (施工体制台帳の写しの提出)

##### 第11条

2

3 施工体制台帳等には、法第24条の8及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2並びに入契法第15条等の関係法令の規定で定める事項を記載し、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)

(2) 元請負人の監理技術者、主任技術者の資格証及び健康保険証等の写し

(3)

(4)

(5) 工事担当技術者台帳(監理技術者、主任技術者、(全ての下請負人を含む。))及び元請負人の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載したものをいう。(参考様式第4号)

4

5 市長は、入契法第16条の規定に基づき、施工体制台帳等の施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものにするため、受注元請負人に対し、下請負関係者一覧表(様式第1号)を作成させ、当該工事現場の施工体制、社会保険等の加入状況等の確認及び施工体制台帳等の記載に合致しているかどうかの点検並びに徹底について必要な措置を講じなければならない。

6

7

8 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項及び福島市財務規則第185条に規定する随意契約による請負金額130万円未満の建設工事については、第3項第5号の工事担当技術者台帳及び第5項の下請関係者一覧表の提出は省略することができる。

#### (下請負報告書の提出)

第12条 受注元請負人は、請負金額が500万円以上の建設工事について、建設工事に係る下請契約を締結した場合は、福島市請負工事検査規程(平成31年4月1日付け訓令第16号)第5条の竣工検査合格後、1月以内に下請報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに下請負報告書を提出することができないやむを得ない事由があると認めるときは、当該下請契約に係る部分について、当該下請負報告書の提出期限を支払手続等の完了後とすることができる。この場合において、受注元請負人は、当該下請契約に係る支払手続等の完了後、遅滞なく当該下請負報告書を提出しなければならない。
- 3 市長は、建設工事の施工又は管理等について著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる建設工事について、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、当該下請負報告書の提出を求めることができる。この場合において、受注元請負人は、市長が提出を求めた日から14日以内に当該下請負報告書を提出しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、受注元請負人に対し、下請負報告書の提出を求めることができる。

#### (再下請負通知書の作成)

##### 第13条

2 元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、法第24条の8及び建設業法施行規則第14条の4等の関係法令の規定で定める事項を記載のうえ、作成された再下請負通知書を受注元請負人に提出しなければならない。

#### (実態調査及び調査結果による措置等)

##### 第17条

2 市は、第11条第5項の下請負関係者一覧表により市内業者の受注機会及び活用状況等の把握をしなければならない。

##### 附則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

##### 附則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

##### 附則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期限までに下請負報告書を提出することができないやむを得ない事由があると認めるときは、当該下請契約に係る部分について、当該下請報告書の提出期限を支払手続等の完了後とすることができる。この場合において、受注元請負人は、当該下請契約に係る支払手続等の完了後、遅滞なく当該下請報告書を提出しなければならない。
- 3 市長は、建設工事の施工又は管理等について著しく不相当と認められる下請がなされていると認められる建設工事について、必要があると認めるときは、受注元請負人に対し、当該下請報告書の提出を求めることができる。この場合において、受注元請負人は、市長が提出を求めた日から14日以内に当該下請報告書を提出しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、請負金額が500万円未満の建設工事についても、受注元請負人に対し、下請報告書の提出を求めることができる。

#### (再下請負通知書の作成)

##### 第13条

2 元請負人は、下請負人が他の建設業を営む者に工事の一部を請け負わせる都度、再下請負通知書を提出しなければならない旨を下請負人に通知するとともに、法第24条の7及び建設業法施行規則第14条の4等の関係法令の規定で定める事項を記載のうえ、作成された再下請負通知書を受注元請負人に提出しなければならない。

#### (実態調査及び調査結果による措置等)

##### 第17条

2 市は、第11条第5項の下請負関係者一覧表により市内業者の受注機会及び活用状況等の把握をしなければならない。

##### 附則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

施工体制台帳

年 月 日

[受注者名]  
[事業所名]

|                    |              |                   |                |                   |                |                   |                |
|--------------------|--------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|
| 建設者の許可             | 許可業種         | 工事業               | 大臣 特定知事 一般     | 第 号               | 年 月 日          |                   |                |
|                    | 工事業          | 大臣 特定知事 一般        | 第 号            | 年 月 日             |                |                   |                |
| 工事名称及び工事内容         |              |                   |                |                   |                |                   |                |
| 発注者及び住所            |              |                   |                |                   |                |                   |                |
| 工期                 | 自 年 月 日      | 至 年 月 日           | 契約日            | 年 月 日             |                |                   |                |
| 契約営業所              | 区分           | 名称                |                |                   | 住所             |                   |                |
|                    | 元請契約<br>下請契約 |                   |                |                   |                |                   |                |
| 健康保険等の加入状況         | 保険加入の有無      | 健康保険              |                | 厚生年金保険            |                | 雇用保険              |                |
|                    |              | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 |
|                    | 事業所整理記号等     | 区分                | 営業所の名称         | 健康保険              | 厚生年金保険         | 雇用保険              |                |
|                    |              | 元請契約<br>下請契約      |                |                   |                |                   |                |
| 発注者の監督員名           |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 監督員名               |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 現場代理人              |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 監督・主任技術者名          | 専任<br>兼専任    | 資格内容              |                | 資格内容              |                |                   |                |
| 監督技術者補佐名           |              |                   | 資格内容           | 資格内容              |                |                   |                |
| 専門技術者名             |              |                   | 専門技術者名         | 専門技術者名            |                |                   |                |
| 資格内容               |              |                   | 資格内容           | 資格内容              |                |                   |                |
| 担当                 |              |                   | 担当             | 担当                |                |                   |                |
| 工事内容               |              |                   | 工事内容           | 工事内容              |                |                   |                |
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | 有 無          | 外国人建設従事者の従事状況(有無) | 有 無            | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無            | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無            |

施工体系図

年 月 日

|          |        |        |         |         |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| 工事名称     |        | 工期     | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 |
| 工事場所     |        |        |         |         |
| 発注者番号・名称 |        |        | 代表者名    |         |
| 請負契約締結日  |        |        |         |         |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |

(注)「専門技術者」とは、土木一式工事又は建築一式工事を請け負った業者が、その一部を自ら施工する場合における、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。したがって、一式工事の一部を自ら施工する場合は、専門技術者及び担当工事内容を記載することとなる。

施工体制台帳

年 月 日

[受注者名]  
[事業所名]

|                    |              |                   |                |                   |                |                   |                |
|--------------------|--------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|-------------------|----------------|
| 建設者の許可             | 許可業種         | 工事業               | 大臣 特定知事 一般     | 第 号               | 年 月 日          |                   |                |
|                    | 工事業          | 大臣 特定知事 一般        | 第 号            | 年 月 日             |                |                   |                |
| 工事名称及び工事内容         |              |                   |                |                   |                |                   |                |
| 発注者及び住所            |              |                   |                |                   |                |                   |                |
| 工期                 | 自 年 月 日      | 至 年 月 日           | 契約日            | 年 月 日             |                |                   |                |
| 契約営業所              | 区分           | 名称                |                |                   | 住所             |                   |                |
|                    | 元請契約<br>下請契約 |                   |                |                   |                |                   |                |
| 健康保険等の加入状況         | 保険加入の有無      | 健康保険              |                | 厚生年金保険            |                | 雇用保険              |                |
|                    |              | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 | 加入 未加入<br>適用除外    | 加入 未加入<br>適用除外 |
|                    | 事業所整理記号等     | 区分                | 営業所の名称         | 健康保険              | 厚生年金保険         | 雇用保険              |                |
|                    |              | 元請契約<br>下請契約      |                |                   |                |                   |                |
| 発注者の監督員名           |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 監督員名               |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 現場代理人              |              |                   | 権限及び意見申出方法     |                   |                |                   |                |
| 監督・主任技術者名          | 専任<br>兼専任    | 資格内容              |                | 資格内容              |                |                   |                |
| 監督技術者名             |              |                   | 資格内容           | 資格内容              |                |                   |                |
| 専門技術者名             |              |                   | 専門技術者名         | 専門技術者名            |                |                   |                |
| 資格内容               |              |                   | 資格内容           | 資格内容              |                |                   |                |
| 担当                 |              |                   | 担当             | 担当                |                |                   |                |
| 工事内容               |              |                   | 工事内容           | 工事内容              |                |                   |                |
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | 有 無          | 外国人建設従事者の従事状況(有無) | 有 無            | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無            | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無            |

施工体系図

年 月 日

|          |        |        |         |         |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| 工事名称     |        | 工期     | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 |
| 工事場所     |        |        |         |         |
| 発注者番号・名称 |        |        | 代表者名    |         |
| 請負契約締結日  |        |        |         |         |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |
| 下請負人名称   | 代表者名   | 建設業務担当 | 一般/特定/別 | 一般/特定   |
| 主任技術者名   | 専任/兼専任 | 資格内容   | 資格内容    |         |
| 専門技術者名   |        |        | 専門技術者名  | 専門技術者名  |
| 担当工事内容   |        |        | 担当工事内容  | 担当工事内容  |

(注)「専門技術者」とは、土木一式工事又は建築一式工事を請け負った業者が、その一部を自ら施工する場合における、当該工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。したがって、一式工事の一部を自ら施工する場合は、専門技術者及び担当工事内容を記載することとなる。

作業員名簿

年 月 日

【工事名称】

【会社名】

Table with columns for employee details: 名前 (Name), 職種 (Occupation), 生年月日 (Date of Birth), 健康保険 (Health Insurance), 建設業退職金共済制度 (Construction Industry Pension), 教育・資格・免許 (Education, Qualification, License), and 入籍年月日 (Date of Marriage).

- (注)1. 空印欄には次の記号を入れる。
(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する職務を負うので、同時に就任されている別の現場や、同一現場においても別の作業区画との作業主任者兼務システムは、法的に認められていないので、兼務の兼任としない。
(注)3. 健康保険欄には、健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入して「受給者」である場合は、「受給者」と記載。
(注)4. 厚生年金保険欄には、厚生年金、国民年金を記載。各年金の受給者である場合は、「受給者」と記載。
(注)5. 雇用保険欄には下段に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載)「事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。
(注)6. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注)7. 安全衛生に関する教育の内容(例:入籍教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注)8. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇種技能士、登録〇〇種施工管理士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

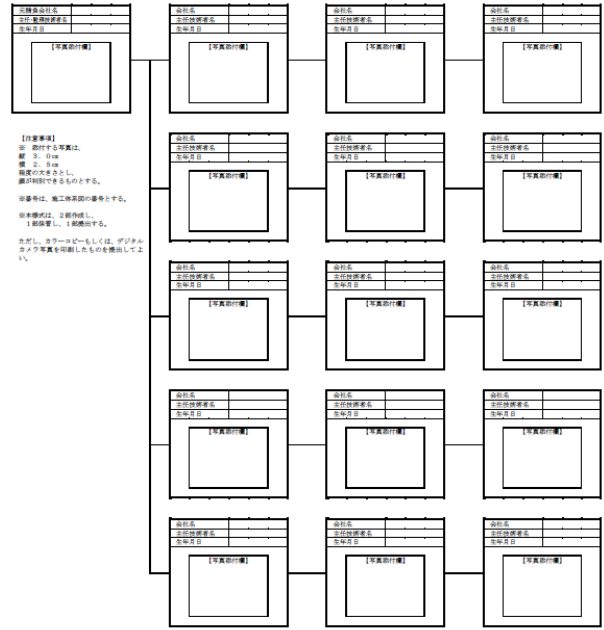
福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱と建設業法等の位置づけ

Table comparing '福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱' and '建設業法' regarding public works tendering and subcontracting regulations.

Table detailing '添付書類' (Attachments) for the tendering process, including contract documents, qualification documents, and insurance certificates.

工事担当技術者台帳

年 月 日



【注意事項】
※ 同時に作業は、
欄 3. 0は
欄 2. 0は
欄 4. 0は
欄 5. 0は
欄 6. 0は
欄 7. 0は
欄 8. 0は
欄 9. 0は
欄 10. 0は
欄 11. 0は
欄 12. 0は
欄 13. 0は
欄 14. 0は
欄 15. 0は
欄 16. 0は
欄 17. 0は
欄 18. 0は
欄 19. 0は
欄 20. 0は
欄 21. 0は
欄 22. 0は
欄 23. 0は
欄 24. 0は
欄 25. 0は
欄 26. 0は
欄 27. 0は
欄 28. 0は
欄 29. 0は
欄 30. 0は
欄 31. 0は
欄 32. 0は
欄 33. 0は
欄 34. 0は
欄 35. 0は
欄 36. 0は
欄 37. 0は
欄 38. 0は
欄 39. 0は
欄 40. 0は
欄 41. 0は
欄 42. 0は
欄 43. 0は
欄 44. 0は
欄 45. 0は
欄 46. 0は
欄 47. 0は
欄 48. 0は
欄 49. 0は
欄 50. 0は
欄 51. 0は
欄 52. 0は
欄 53. 0は
欄 54. 0は
欄 55. 0は
欄 56. 0は
欄 57. 0は
欄 58. 0は
欄 59. 0は
欄 60. 0は
欄 61. 0は
欄 62. 0は
欄 63. 0は
欄 64. 0は
欄 65. 0は
欄 66. 0は
欄 67. 0は
欄 68. 0は
欄 69. 0は
欄 70. 0は
欄 71. 0は
欄 72. 0は
欄 73. 0は
欄 74. 0は
欄 75. 0は
欄 76. 0は
欄 77. 0は
欄 78. 0は
欄 79. 0は
欄 80. 0は
欄 81. 0は
欄 82. 0は
欄 83. 0は
欄 84. 0は
欄 85. 0は
欄 86. 0は
欄 87. 0は
欄 88. 0は
欄 89. 0は
欄 90. 0は
欄 91. 0は
欄 92. 0は
欄 93. 0は
欄 94. 0は
欄 95. 0は
欄 96. 0は
欄 97. 0は
欄 98. 0は
欄 99. 0は
欄 100. 0は

福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱と建設業法等の位置づけ

Table comparing '福島市建設工事元請・下請関係適正化指導要綱' and '建設業法' regarding public works tendering and subcontracting regulations.

Table detailing '添付書類' (Attachments) for the tendering process, including contract documents, qualification documents, and insurance certificates.